

あさ介実指第 6号の1
平成30年5月11日

居宅介護支援事業者 様
介護サービス事業者等 様

あさぎり町役場 高齢福祉課長

平成30年度からの「要介護認定等の申請代行に係るあさぎり町の
“ガイドライン”」の改定について(通知)

このことについて、別添のとおり「ガイドライン」の一部改定をいたしましたので、通知します。

「別添抜粋資料」もこのガイドラインの一部として、追加となりますので、介護保険法第27条第1項の規定による、指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設等及び地域包括支援センターに加えて、医療機関等（以下「事業者等」という。）におかれては留意のうえ、取り計らい方よろしくお願ひします。

記

(ガイドライン改定箇所)

6 事業者等における、「提出代行者」欄の記載の仕方(2)

※改定箇所は二重下線で表示

(改定日)

平成30年5月11日改定

<新>

(2) 介護保険法第27条第1項に規定する事業者等ではない、その他の事業者が認定申請等を代行しようとする場合は「委任状等」を提出する必要があるが、あさぎり町では上記(1)の下線部の記載形式をとるならば、利用者本人若しくはその家族等から委任を受けた者(法定代理人、任意代理人)として「提出代行者」として認め、「委任状等」を省略できるものとする。その根拠として平成11年9月17日開催の全国介護保険担当課長会議資料で示された資料(別添抜粋資料参照)を準用する。

<旧>

(2) 介護保険法第27条第1項に規定する事業者等ではない、その他の事業者が認定申請等を代行しようとする場合は「委任状」を提出する必要があるが、あさぎり町では上記(1)の下線部の記載形式をとるならば、利用者本人若しくはその家族等から委任を受けた者として「提出代行者」として認め、「委任状」を省略できるものとする。

以上

【問合せ先】

あさぎり町役場 高齢福祉課
介護保険グループ 実地指導係
TEL 0966-45-7215 FAX 0966-49-9535

要介護認定等の申請代行に係るあさぎり町の“ガイドライン”

1 ガイドラインの対象

本ガイドラインは、「介護保険法第27条第1項」の規定、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準省令第8条3」の規定に基づき、あさぎり町に要介護認定等の申請代行をしようとする事業者等を対象とするものである。

2 ガイドラインの性格等

本ガイドラインは、介護保険制度における利用者の保護という観点から、あさぎり町がこの程度の要件を満たしてほしいという推奨基準であり、事業者等が実施するサービスを一律に規格化若しくは、拘束するものではなく、積極的な創意工夫を期待するものであることを留意されたい。

3 基本的事項

- (1) 事業者等は、利用者に提供される介護サービスの前提となる被保険者の要介護認定等に係る申請について利用申込者の意思を踏まえて、必要な協力を行わなければならない。
- (2) 事業者等は、プライバシーの尊重に万全を期すものとし、正当な理由なく、要介護認定の申請等に関して知り得た利用者及びその家族等の秘密を漏らしてはならない。

4 要介護認定の申請等にかかる援助に関すること

(1) 申請代行業務

事業者等は、被保険者の要介護認定等に係る申請について、利用申込者から依頼があり、かつ、利用申込者の便宜に供するために行われる場合は、申請を代行するものとする。

申請代行業務に関し、事業者等の利益のために強要またはそれに準じる行為をしてはならない。

(2) 申請代行業務受付方法

事業者等は、利用者からの申請代行業務の受付方法について明らかにしなくてはならない。また、事業者等が申請代行業務を実施する場合は、利用者またはその家族等に対し、極力書面等での「代行依頼の意思確認」を取り交わすこととする。

(3) 適切な助言等

事業者等は、申請代行業務の受付に際して、主治医（かかりつけ医）意見

書の提出が円滑に行われるように、利用者の受診状況（主治医の確認等）を把握し、必要な場合には、利用者に対して適切な助言を行うこと。

（４）料金

事業者等は、申請代行業務にあたり、代行料等の名目で利用料を徴収しないことを原則とする。

（５）申請代行業務の拒否の禁止

事業者等は、正当な理由なく申請代行業務の提供を拒んではならず、可能な限り協力するものとする。なお、事業者等は、当該事業者等の事業の実施区域等を勘案し、利用申込者に対し、自ら適切な申請代行業務を提供することが困難であると認められた場合は、他の事業者等の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

（６）苦情処理、指導監督

事業者等は、利用者からの苦情に対して、迅速かつ誠実に対応するものとする。申請代行、苦情処理等について、事業者等が行政機関からの是正の求めに応じないときは、あさぎり町は保険者としての適切な指導を行うものとする。

５ 訪問調査業務との関係

あさぎり町は、本ガイドラインに基づいて申請代行業務を実施している事業者等には、要介護認定等の訪問調査業務の委託をすることができる。

６ 事業者等における「提出代行者」欄の記載の仕方

（１）事業者等が、要介護認定等申請、要介護等更新認定申請、区分変更申請等の申請書の「提出代行者」欄に記載する際は、事業所の名称及び担当介護支援専門員の名を冠したゴム版等を押し、事業所印（角印等）を押印するものとする。

（２）介護保険法第２７条第１項に規定する事業者等ではない、その他の事業者が認定申請を代行しようとする場合は「委任状等」を提出する必要があるが、あさぎり町では上記（１）の下線部の記載形式をとるならば、利用者本人若しくはその家族等から委任を受けた者（法定代理人、任意代理人）として「提出代行者」として認め、「委任状等」を省略できるものとする。その根拠として平成１１年９月１７日開催の全国介護保険担当課長会議資料で示された資料（別添抜粋資料参照）を準用する。

7 その他（事業者等以外の場合）

要介護認定等の申請における「マイナンバー（個人番号）」の取扱

（1）本人（被保険者）確認

届出等の際に、窓口において次のとおり本人確認（身元確認＋マイナンバー確認）をすることとする。また、その際に原則として介護保険被保険者証の原本の提示又は提出を求めることとする。※本人確認の具体例を参照

注）介護保険被保険者証の再交付申請について、本人、同居又は同一住所地の親族以外は、代理権の確認として必ず委任状等を準備してください。

（2）申請書のマイナンバー（個人番号）欄に記載がない場合

申請書の対象者が高齢者であることに鑑み、申請者が自身のマイナンバー（個人番号）がわからず、若しくは通知カード等を紛失した場合など、申請書への記載が困難な場合には、氏名、住所、生年月日等から身元確認等を行い、本人確認ができた場合、マイナンバー（個人番号）が未記入でも申請書の受付をすることとする。

8 本ガイドラインの改定履歴

平成30年4月19日策定・施行（高齢福祉課 介護保険グループ）

平成30年5月11日一部改定